

リサイクル燃料備蓄センターに係る 安全協定書（案）の概要について

青森県

1 目的

リサイクル燃料備蓄センターの操業が控えていることから、周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、県、むつ市及びリサイクル燃料貯蔵株式会社の間において、相互の権利義務等を定めた「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」を締結するもの。

2 主な特徴等

これまで締結してきた、原子燃料サイクル施設や東通原子力発電所に係る安全協定書と同様に、安全確保及び環境保全、情報公開及び信頼確保、平常時における報告、異常時における連絡及び原子力防災体制の充実などの項目を盛り込むとともに、以下の特徴をもたせる。

- 「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書」（以下、「立地協定」という。）の締結者である東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社を、本協定の立会人に設定（前文）
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力施設の安全の確保に関する最新の知見を踏まえた上で、安全性の向上に継続的に取り組むことを記載（第2条）
- 立地協定において定められている使用済燃料の貯蔵期間を本協定書においても記載（第4条）

安全協定書（案）の構成

| 協定書の 条文番号 | 項目 | 協定書の 条文番号 | 項目 |
|--------------|-----------------------------|--------------|-------------|
| 第1条 | 安全確保及び環境保全 | 第14条 | 立入調査 |
| 第2条 | 最新知見の反映 | 第15条 | 措置の要求 |
| 第3条 | 情報公開及び信頼確保 | 第16条 | 損害の賠償 |
| 第4条 | 使用済燃料の貯蔵期間 | 第17条 | 風評被害に係る措置 |
| 第5条 | 施設の増設等に係る事前了解 | 第18条 | 住民への広報 |
| 第6条 | 放射性液体廃棄物及び放射性固体 廃棄物の保管管理 | 第19条 | 関連事業者に関する責務 |
| 第7条 | 環境放射線等の測定 | 第20条 | 諸調査への協力 |
| 第8条 | 監視評価会議の運営協力 | 第21条 | 防災対策 |
| 第9条 | 測定の立会い | 第22条 | 違反時の措置 |
| 第10条 | 使用済燃料の輸送計画に関する事前 連絡等 | 第23条 | 細則 |
| 第11条 | 平常時における報告等 | 第24条 | 協定の改定 |
| 第12条 | 異常時における連絡等 | 第25条 | 質疑又は定めのない事項 |
| 第13条 | トラブル事象への対応 | | |